知財法務の勘所Q&A (第73回)

商標法、不正競争防止法の令和5年改正の概要

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業 弁護士 白根 信人

- 先の通常国会で成立した不正競争防止法等の一部を改正する法律(令和5年法律第51号)による改正の概要について教えてください。
- 本1 不正競争防止法等の一部を改正する法律案は、令和5年3月10日に第211回通常国会に提出され、6月7日に可決・成立し、6月14日に令和5年法律第51号として公布されました(「令和5年改正法」)。

令和5年改正法による改正内容は多岐にわたりますが、主として、以下のような措置をその内容としています。

1 商標法関連

- ① いわゆるコンセント制度を導入し、他人の先行登録商標と同一又は類似の商標の登録出願について、先行商標権者の同意がある場合に、登録を可能となります。
- ② 他人の氏名を含む商標について、登録要件を緩和し、一定の場合に、他人の承諾なく登録可能となります。

2 不正競争防止法関連

- ① 形態模倣行為について、デジタル空間における形態模倣商品の提供行為についても、不正競争防止法の保護を受けられることとなります。
- ② 限定提供データの範囲が拡大され、秘密として管理されているデータについても、営業秘密に該当しない場合には、限定提供データとして不正競争防止法の保護を受けることが可能となります。
- ③ 損害賠償額の算定に関する規定が改正され、特許法102条1項の規定と同様に、被侵害者の販売能力等を超える部分についても使用許諾料相当額を損害の額とできるなど、特許法などと同様の拡充がされました。
- ④ 国際的な営業秘密侵害事案について、国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する 規定が設けられました。